

ご本人確認書類及び個人番号（マイナンバー）のご申告について

このたびは MoneyT Global をお申込みいただき誠にありがとうございます。

2016 年 1 月 1 日より施行されました、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外送金調書法）」に基づき、MoneyT Global をお申込みいただく際は、原則、個人番号（以下、マイナンバーといいます。）の確認が必要となりました。

これにより弊社では、同封いたしました「ご本人確認及びマイナンバー申告書」にてご本人の確認とマイナンバーのご申告をいただくこととなりました。

お手数をおかけして恐縮ですが、同封の専用封筒にて「ご本人確認及びマイナンバー申告書」をご返送いただきますようお願いいたします。

弊社にて、ご本人確認及びマイナンバーの確認をさせていただきました後にカード発行手続きを開始させていただきます。

弊社に「ご本人確認及びマイナンバー申告書」が到着後、10 日程でカードをご登録されたご住所に配送させていただきます。

※「申告書」をご返送いただけない場合は、カード発行ができませんので予めご承知おきください。

※確認書類のコピーについては、弊社にて確認後、責任をもって裁断・廃棄致します。

※ご申告書に不備があり、弊社にて確認ができない場合、再度申告手続きをお願いいたします。その際、カードの発行にはお時間がかかりますので予めご承知おきください。

関連する法律

- ・内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

※お申込日より 1 ヶ月以内に同封の「ご本人確認及びマイナンバー申告書」をご返送いただけない場合、MoneyT Global のお申込みをお取消しいただいたものとみなし、お申込書を弊社にて裁断処理致します。予めご承知おきください。

ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

MoneyT Global コールセンター TEL 03-3865-5614

（月～金 9：00～21：00 土日祝 9：00～17：00 12/31～1/3 休業）

MoneyT Global

MoneyT Global 事務局